

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

(1) 預金口座取引一般規定

旧	新
<p>第5条 暗証番号、<u>ログイン ID</u>、ログインパスワード、ワンタイムパスワード</p> <p>1. 当社とインターネット、電話または当社と提携している金融機関の自動機を使用した取引を行うにあたっては、当社の定めるところにしたがい、キャッシュカード、登録電話番号、暗証番号、識別符号（当社と提携する他社が提供するアプリに一意に付与された識別符号を含む）、<u>ログイン ID</u>（当社所定のインターネット取引用の ID をいいます。以下同じとします。）およびログインパスワード（当社所定のインターネット取引用のパスワードをいいます。以下同じとします。）、ならびにワンタイムパスワード（あわせて以下「暗証番号など」といいます。）のいずれかもしくは複数またはその他当社所定の方法（端末を用いた認証を含みますが、これらに限りません。）を使用することにより取引を行うこととします。</p> <p>2. 暗証番号およびログインパスワードは、当社所定の時期にお客さま独自の番号を登録してください。</p> <p>3. (1) 次の各号の場合には、お客さま本人による取引とみなし、使用者がお客さま本人でなかった場合でもそれによって生じた損害について当社は責任を負いません。                      (ア) 取引において当社がお客さまの使用する暗証番号などが当社に登録されたものと一致することを当社所定の方法により確認し、相違ないと認めた場合。                      (イ) その他当社所定の方法が使用され、正常な認証結果を当社が確認した場合。</p> <p>(2) 前項にかかわらず、次の各号に記載した事由によってお客さまに損害が生じた場合、当社は、その損害を補償いたします。ただし、お客さまの故意または重大な</p>	<p>第5条 暗証番号、ログインパスワード、ワンタイムパスワード</p> <p>1. 当社とインターネット、電話または当社と提携している金融機関の自動機を使用した取引を行うにあたっては、当社の定めるところにしたがい、キャッシュカード、登録電話番号、暗証番号、識別符号（当社と提携する他社が提供するアプリに一意に付与された識別符号を含む）、<u>管理者 ID および利用者 ID</u>（当社所定のインターネット取引用の ID をいいます。以下同じとします。）およびログインパスワード（当社所定のインターネット取引用のパスワードをいいます。以下同じとします。）、ならびにワンタイムパスワード（あわせて以下「暗証番号など」といいます。）のいずれかもしくは複数またはその他当社所定の方法（端末を用いた認証を含みますが、これらに限りません。）を使用することにより取引を行うこととします。</p> <p>2. 暗証番号およびログインパスワードは、当社所定の時期にお客さま独自の番号を登録してください。</p> <p>3. (1) 次の各号の場合には、お客さま本人による取引とみなし、使用者がお客さま本人でなかった場合でもそれによって生じた損害について当社は責任を負いません。                      (ア) 取引において当社がお客さまの使用する暗証番号などが当社に登録されたものと一致することを当社所定の方法により確認し、相違ないと認めた場合。                      (イ) その他当社所定の方法が使用され、正常な認証結果を当社が確認した場合。</p> <p>(2) 前項にかかわらず、次の各号に記載した事由によってお客さまに損害が生じた場合、当社は、その損害を補償いたします。ただし、お客さまの故意または重大な</p>

旧	新
<p>過失によってお客さまに損害が生じた場合、または、お客さまが被害状況等についての当社に対する説明において、重要な事項につき偽りの説明を行った場合、その他当社が補償を相当でないと認めたときは、この限りではありません。</p> <p>ア.偽造または変造キャッシュカードによる取引 イ.盗難キャッシュカードによる取引 ウ.第三者がお客さまの口座番号、暗証番号およびログインパスワード等を盗用し、お客さまになりすまして普通預金口座等から不正使用を行った場合</p> <p>(3) 前項に基づき、当社がお客さまの損害を補償する場合、その損害の全部または一部を、キャッシュカード盗難補償規定、普通預金口座不正使用補償規定（個人・個人事業主口座）、普通預金口座不正使用補償規定（法人口座）にしたがい補償します。</p> <p>4. 暗証番号などはそれぞれお客さま自らの責任をもって管理するものとします。第三者に知られないように厳重に管理してください。また、暗証番号、<u>ログインID</u>、ログインパスワードについては生年月日や電話番号、同一数字など、他人から推測されやすい番号の指定を避けてください。</p> <p>5. 暗証番号の変更は当社が指定する提携金融機関の自動機または当社所定のインターネットホームページで行えます。<u>ログインID</u>、ログインパスワードの変更は当社所定のインターネットホームページで行えます。</p> <p>6. 暗証番号などをお忘れになったり、それらが使用できなくなった場合は、直ちに電話などにより当社カスタマーセンターに通知するとともに、当社所定の手続きを行ってください。</p> <p>7. 当社は、当社が適切と判断した時期に、当社所定の取引についてワンタイムパスワードによる本人認証を必須とすることができるものとします。この場合、トークンの交付を受けていないお客さま、もしくはトークンの交付を受けたにもかかわらずワンタイムパスワードの利用開始登録を行っていないお客さまは、当該取引のご利用ができなくなります。</p>	<p>過失によってお客さまに損害が生じた場合、または、お客さまが被害状況等についての当社に対する説明において、重要な事項につき偽りの説明を行った場合、その他当社が補償を相当でないと認めたときは、この限りではありません。</p> <p>ア.偽造または変造キャッシュカードによる取引 イ.盗難キャッシュカードによる取引 ウ.第三者がお客さまの口座番号、暗証番号およびログインパスワード等を盗用し、お客さまになりすまして普通預金口座等から不正使用を行った場合</p> <p>(3) 前項に基づき、当社がお客さまの損害を補償する場合、その損害の全部または一部を、キャッシュカード盗難補償規定、普通預金口座不正使用補償規定（個人・個人事業主口座）、普通預金口座不正使用補償規定（法人口座）にしたがい補償します。</p> <p>4. 暗証番号などはそれぞれお客さま自らの責任をもって管理するものとします。第三者に知られないように厳重に管理してください。また、暗証番号、<u>管理者ID</u>および利用者ID、ログインパスワードについては生年月日や電話番号、同一数字など、他人から推測されやすい番号の指定を避けてください。</p> <p>5. 暗証番号の変更は当社が指定する提携金融機関の自動機または当社所定のインターネットホームページで行えます。<u>管理者ID</u>および利用者ID、ログインパスワードの変更は当社所定のインターネットホームページで行えます。</p> <p>6. 暗証番号などをお忘れになったり、それらが使用できなくなった場合は、直ちに電話などにより当社カスタマーセンターに通知するとともに、当社所定の手続きを行ってください。</p> <p>7. 当社は、当社が適切と判断した時期に、当社所定の取引についてワンタイムパスワードによる本人認証を必須とすることができるものとします。この場合、トークンの交付を受けていないお客さま、もしくはトークンの交付を受けたにもかかわらずワンタイムパスワードの利用開始登録を行っていないお客さまは、当該取引のご利用ができなくなります。</p>

(2) BA-PLUS 規定

旧	新
<p>本規定は、PayPay 銀行株式会社（以下「当社」という。）が法人または個人事業主のお客さま向けに提供する BUSINESS ACCOUNT 等の利用者に対し、BUSINESS ACCOUNT 等に付随して提供する BA-PLUS サービスに関する事項を定める。</p> <p>なお、当社は、BA-PLUS に付随して提供する各サービスに固有の事項について、別途、個別規定を定めることができる。</p> <p>お客さまが、当社から BA-PLUS サービスの提供を受ける場合、本規定の定めを確認し、同意したものととして取り扱う。</p> <p>本規定は、BUSINESS ACCOUNT 規定に付帯するものとし、付帯元規定の各条項と本規定が矛盾、抵触する場合は、本規定が優先して適用される。</p> <p>管理者 ID および利用者 ID、これらの ID に係るパスワード、ならびにこれらの ID に係るトークンにより生成されるワンタイムパスワードについては、一般規定に定める <u>ログイン ID</u>、<u>ログインパスワード</u> および <u>ワンタイムパスワード</u> に関する規定が適用される。</p>	<p>本規定は、PayPay 銀行株式会社（以下「当社」という。）が法人または個人事業主のお客さま向けに提供する BUSINESS ACCOUNT 等の利用者に対し、BUSINESS ACCOUNT 等に付随して提供する BA-PLUS サービスに関する事項を定める。</p> <p>なお、当社は、BA-PLUS に付随して提供する各サービスに固有の事項について、別途、個別規定を定めることができる。</p> <p>お客さまが、当社から BA-PLUS サービスの提供を受ける場合、本規定の定めを確認し、同意したものととして取り扱う。</p> <p>本規定は、BUSINESS ACCOUNT 規定に付帯するものとし、付帯元規定の各条項と本規定が矛盾、抵触する場合は、本規定が優先して適用される。</p> <p>管理者 ID および利用者 ID、これらの ID に係るパスワード、ならびにこれらの ID に係るトークンにより生成されるワンタイムパスワードについては、一般規定に定める <u>ログインパスワード</u> および <u>ワンタイムパスワード</u> に関する規定が適用される。</p>

(3) 普通預金規定

旧	新
<p>第2条 預金の払い戻し</p> <p>1. この預金の払い戻しは、当社と提携している金融機関の自動機にて行うか、インターネットを使用して他の預金口座へ振り替え、または振り込む方法、もしくは、当社所定の手続きによる各種料金などの口座振替によるものとします。</p> <p>2. 当社と提携している金融機関の自動機により払い戻すときには、自動機操作の際に使用された暗証番号と、当社に登録された暗証番号とが一致したものに限り取り扱います。</p> <p>3. インターネットによる取引で払い戻すときには、お客さまがインターネットでの操作の際に使用された下記（ア）～（カ）が、当社に登録されている下記（ア）～（カ）と各々一致した場合および（キ）の認証により当社が正常な認証結果と確認した場合は、当社はお客さまからの払い戻しの依頼とみなして取り扱います。<u>ただし、（ウ）は、個人のお客さまがログイン ID を設定した場合のみ、認証に利用します。</u></p> <p>（ア）店番号 （イ）口座番号 <u>（ウ）ログイン ID</u> （エ）ログインパスワード （オ）ワンタイムパスワード （カ）登録電話番号 （キ）その他当社所定の認証</p> <p>4. 同一日に複数件の払戻取引をする場合、払戻総額が払戻可能額を超える時には、そのいずれを払い戻すかは当社の任意とします。</p>	<p>第2条 預金の払い戻し</p> <p>1. この預金の払い戻しは、当社と提携している金融機関の自動機にて行うか、インターネットを使用して他の預金口座へ振り替え、または振り込む方法、もしくは、当社所定の手続きによる各種料金などの口座振替によるものとします。</p> <p>2. 当社と提携している金融機関の自動機により払い戻すときには、自動機操作の際に使用された暗証番号と、当社に登録された暗証番号とが一致したものに限り取り扱います。</p> <p>3. インターネットによる取引で払い戻すときには、お客さまがインターネットでの操作の際に使用された下記（ア）～（オ）が、当社に登録されている下記（ア）～（オ）と各々一致した場合および（カ）の認証により当社が正常な認証結果と確認した場合は、当社はお客さまからの払い戻しの依頼とみなして取り扱います。</p> <p>（ア）店番号 （イ）口座番号 <u>（ウ）ログインパスワード</u> <u>（エ）ワンタイムパスワード</u> <u>（オ）登録電話番号</u> <u>（カ）その他当社所定の認証</u></p> <p>4. 同一日に複数件の払戻取引をする場合、払戻総額が払戻可能額を超える時には、そのいずれを払い戻すかは当社の任意とします。</p>

(4) 普通預金口座不正使用補償規定（個人・個人事業主口座）

旧	新
<p>第1条 補償が行われる場合</p> <p>第三者が、次の（ア）～（ケ）に掲げるお客さまの口座番号等（以下「口座番号等」という。）を盗用し、お客さまになりすまして普通預金口座等から不正使用をされたことによって、お客さまが普通預金口座等において損害を被った場合に、補償が行われます。</p> <p>（ア）店番号</p> <p>（イ）口座番号</p> <p>（ウ）暗証番号</p> <p><u>（エ）ログインID（お客さまが設定した場合）</u></p> <p>（オ）ログインパスワード</p> <p>（カ）ワンタイムパスワード</p> <p>（キ）カードレス Visa デビットのカード番号</p> <p>（ク）Visa デビットカードのカード番号</p> <p>（ケ）登録電話番号</p>	<p>第1条 補償が行われる場合</p> <p>第三者が、次の（ア）～（ク）に掲げるお客さまの口座番号等（以下「口座番号等」という。）を盗用し、お客さまになりすまして普通預金口座等から不正使用をされたことによって、お客さまが普通預金口座等において損害を被った場合に、補償が行われます。</p> <p>（ア）店番号</p> <p>（イ）口座番号</p> <p>（ウ）暗証番号</p> <p><u>（エ）ログインパスワード</u></p> <p><u>（オ）ワンタイムパスワード</u></p> <p><u>（カ）カードレス Visa デビットのカード番号</u></p> <p><u>（キ）Visa デビットカードのカード番号</u></p> <p><u>（ク）登録電話番号</u></p>

(5) 普通預金口座不正使用補償規定（法人口座）

旧	新
<p>第1条 補償が行われる場合</p> <p>第三者が、次の（ア）～（ケ）に掲げるお客さまの口座番号等（以下「口座番号等」という。）を盗用し、お客さまになりすまして普通預金口座等から不正使用をされたことによって、お客さまが普通預金口座等において損害を被った場合に、補償が行われます。</p> <p>（ア）店番号</p> <p>（イ）口座番号</p> <p>（ウ）暗証番号</p> <p><u>（エ）ログインID（お客さまが設定した場合）</u></p> <p>（オ）ログインパスワード</p> <p>（カ）ワンタイムパスワード</p> <p>（キ）カードレス Visa デビットのカード番号</p> <p>（ク）Visa デビットカードのカード番号</p> <p>（ケ）登録電話番号</p>	<p>第1条 補償が行われる場合</p> <p>第三者が、次の（ア）～（ク）に掲げるお客さまの口座番号等（以下「口座番号等」という。）を盗用し、お客さまになりすまして普通預金口座等から不正使用をされたことによって、お客さまが普通預金口座等において損害を被った場合に、補償が行われます。</p> <p>（ア）店番号</p> <p>（イ）口座番号</p> <p>（ウ）暗証番号</p> <p><u>（エ）ログインパスワード</u></p> <p><u>（オ）ワンタイムパスワード</u></p> <p><u>（カ）カードレス Visa デビットのカード番号</u></p> <p><u>（キ）Visa デビットカードのカード番号</u></p> <p><u>（ク）登録電話番号</u></p>

(6) PayPay 銀行スポーツくじトークンレス購入

旧	新
<p>第2条 (本サービスを用いたスポーツくじの購入)</p> <p>1. 当社は、お客様の普通預金口座にかかわる下記 (ア) ~ <u>(エ)</u> (<u>(ウ)</u> は、お客様がログイン ID を設定した場合のみ) により当社 Welcome Page にログインした後、スポーツくじチケットの購入が行われた場合、当該購入手続きがお客様本人によってなされたものとみなします。</p> <p>(ア) 店番号</p> <p>(イ) 口座番号</p> <p><u>(ウ) ログイン ID</u></p> <p>(エ) ログインパスワード</p> <p>2. 当社は、本サービスを利用することによりお客様に生じた障害について、何ら責任を負いません。</p>	<p>第2条 (本サービスを用いたスポーツくじの購入)</p> <p>1. 当社は、お客様の普通預金口座にかかわる下記 (ア) ~ <u>(ウ)</u> により当社 Welcome Page にログインした後、スポーツくじチケットの購入が行われた場合、当該購入手続きがお客様本人によってなされたものとみなします。</p> <p>(ア) 店番号</p> <p>(イ) 口座番号</p> <p><u>(ウ) ログインパスワード</u></p> <p>2. 当社は、本サービスを利用することによりお客様に生じた障害について、何ら責任を負いません。</p>

(7) ロト取引規約 (通常購入)

旧	新
<p>第3条 (本人確認)</p> <p>当社は、ロトの購入手続きにおいて、お客様が入力された<u>ログイン ID</u> とログインパスワードが当社に記録された<u>ログイン ID</u> とログインパスワードと一致する場合、当該購入手続きがお客様本人によってなされたものとみなします。なお、当社は、本条に定める取り扱いにより、お客様に生じたいかなる不利益または損失についても、一切責任を負わないものとします。</p>	<p>第3条 (本人確認)</p> <p>当社は、ロトの購入手続きにおいて、お客様が入力されたログインパスワードが当社に記録されたログインパスワードと一致する場合、当該購入手続きがお客様本人によってなされたものとみなします。なお、当社は、本条に定める取り扱いにより、お客様に生じたいかなる不利益または損失についても、一切責任を負わないものとします。</p>

(8) ロト取引規約（定期購入）

旧	新
<p>第3条（本人確認）</p> <p>当社は、ロトの定期購入手続において、お客さまが入力された<u>ログインID</u>とログインパスワードが当社に記録された<u>ログインID</u>とログインパスワードと一致する場合、当該定期購入手続がお客さま本人によってなされたものとみなします。なお、当社は、本条に定める取り扱いにより、お客さまに生じたいかなる不利益または損失についても、一切責任を負わないものとします。</p>	<p>第3条（本人確認）</p> <p>当社は、ロトの定期購入手続において、お客さまが入力されたログインパスワードが当社に記録されたログインパスワードと一致する場合、当該定期購入手続がお客さま本人によってなされたものとみなします。なお、当社は、本条に定める取り扱いにより、お客さまに生じたいかなる不利益または損失についても、一切責任を負わないものとします。</p>

(9) ナンバーズ取引規約（通常購入）

旧	新
<p>第3条（本人確認）</p> <p>当社は、ナンバーズの購入手続において、お客さまが入力された<u>ログインID</u>とログインパスワードが当社に記録された<u>ログインID</u>とログインパスワードと一致する場合、当該購入手続がお客さま本人によってなされたものとみなします。なお、当社は、本条に定める取り扱いにより、お客さまに生じたいかなる不利益または損失についても、一切責任を負わないものとします。</p>	<p>第3条（本人確認）</p> <p>当社は、ナンバーズの購入手続において、お客さまが入力されたログインパスワードが当社に記録されたログインパスワードと一致する場合、当該購入手続がお客さま本人によってなされたものとみなします。なお、当社は、本条に定める取り扱いにより、お客さまに生じたいかなる不利益または損失についても、一切責任を負わないものとします。</p>

(10) ナンバーズ取引規約（定期購入）

旧	新
<p>第3条（本人確認）</p> <p>当社は、ナンバーズの定期購入手続において、お客さまが入力された<u>ログインID</u>とログインパスワードが当社に記録された<u>ログインID</u>とログインパスワードと一致する場合、当該定期購入手続がお客さま本人によってなされたものとみなします。なお、当社は、本条に定める取り扱いにより、お客さまに生じたいかなる不利益または損失についても、一切責任を負わないものとします。</p>	<p>第3条（本人確認）</p> <p>当社は、ナンバーズの定期購入手続において、お客さまが入力されたログインパスワードが当社に記録されたログインパスワードと一致する場合、当該定期購入手続がお客さま本人によってなされたものとみなします。なお、当社は、本条に定める取り扱いにより、お客さまに生じたいかなる不利益または損失についても、一切責任を負わないものとします。</p>

(11) 外貨預金約款

旧	新
<p>外貨普通預金約款</p> <p>第3条 (ID、パスワードの管理等)</p> <p>1. お客さまは、預金口座取引一般規定第5条に定める<u>ログインID</u>とログインパスワードを用いて、本サービスを利用するものとします。なお、<u>ログインIDおよびログインパスワード</u>、<u>ならびにこれら</u>を用いて行われた取引の取扱いは、預金口座取引一般規定に定めるとおりとします。</p>	<p>外貨普通預金約款</p> <p>第3条 (パスワードの管理等)</p> <p>1. お客さまは、預金口座取引一般規定第5条に定めるログインパスワードを用いて、本サービスを利用するものとします。なお、ログインパスワードを用いて行われた取引の取扱いは、預金口座取引一般規定に定めるとおりとします。</p>
<p>外貨普通預金約款</p> <p>第19条 (免責事項)</p> <p>当社は、次に掲げる損害について一切責任を負いません。</p> <p>(1) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変等、不可抗力と認められる事由により、本取引の執行、金員の授受または寄託の手続き等が遅延し、または不能となったことにより生じた損害</p> <p>(2) 外国為替市場の閉鎖または規則の変更等の事由により、お客さまの本取引に係る注文に当社が応じ得ないことにより生じた損害</p> <p>(3) 電信、インターネットまたは郵便の誤謬、遅延等当社の責めに帰すことのできない事由により生じた損害</p> <p>(4) お客さまの<u>ログインID</u>、ログインパスワード等をお客さまご自身が入力したか否かに拘らず、あらかじめ当社に登録されているものとの一致を当社が確認して行った取引により生じた損害</p> <p>(5) お客さまのコンピューターのハードウェアやソフトウェアの故障、誤作動、当社のコンピューターシステム、ソフトウェアの故障、誤作動、市場関係者や第三者が提供するシステム、オンライン、ソフトウェアの故障、誤作動等、取引に関係する一切のコンピューターのハードウェア、ソフトウェア、システムおよびオンラインの故障や誤作動により生じた損害</p>	<p>外貨普通預金約款</p> <p>第19条 (免責事項)</p> <p>当社は、次に掲げる損害について一切責任を負いません。</p> <p>(1) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変等、不可抗力と認められる事由により、本取引の執行、金員の授受または寄託の手続き等が遅延し、または不能となったことにより生じた損害</p> <p>(2) 外国為替市場の閉鎖または規則の変更等の事由により、お客さまの本取引に係る注文に当社が応じ得ないことにより生じた損害</p> <p>(3) 電信、インターネットまたは郵便の誤謬、遅延等当社の責めに帰すことのできない事由により生じた損害</p> <p>(4) お客さまのログインパスワード等をお客さまご自身が入力したか否かに拘らず、あらかじめ当社に登録されているものとの一致を当社が確認して行った取引により生じた損害</p> <p>(5) お客さまのコンピューターのハードウェアやソフトウェアの故障、誤作動、当社のコンピューターシステム、ソフトウェアの故障、誤作動、市場関係者や第三者が提供するシステム、オンライン、ソフトウェアの故障、誤作動等、取引に関係する一切のコンピューターのハードウェア、ソフトウェア、システムおよびオンラインの故障や誤作動により生じた損害</p>

旧	新
<p>外貨定期預金約款</p> <p>第3条 (ID、パスワードの管理等)</p> <p>お客さまは、預金口座取引一般規定第5条に定める <u>ログインID</u> とログインパスワードを用いて、本サービスを利用するものとします。なお、<u>ログインID およびログインパスワード</u>、<u>ならびにこれら</u>を用いて行われた取引の取扱いは、預金口座取引一般規定に定めるとおりとします。</p>	<p>外貨定期預金約款</p> <p>第3条 (パスワードの管理等)</p> <p>お客さまは、預金口座取引一般規定第5条に定めるログインパスワードを用いて、本サービスを利用するものとします。なお、ログインパスワードを用いて行われた取引の取扱いは、預金口座取引一般規定に定めるとおりとします。</p>
<p>外貨定期預金約款</p> <p>第21条 (免責事項)</p> <p>当社は、次に掲げる損害について一切責任を負いません。</p> <p>(1) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変等、不可抗力と認められる事由により、本取引の執行、金員の授受または寄託の手続き等が遅延し、または不能となったことにより生じた損害</p> <p>(2) 外国為替市場の閉鎖または規則の変更等の事由により、お客さまの本取引に係る注文に当社が応じ得ないことにより生じた損害</p> <p>(3) 電信、インターネットまたは郵便の誤謬、遅延等当社の責めに帰すことのできない事由により生じた損害</p> <p>(4) お客さまの <u>ログインID</u>、<u>ログインパスワード</u> 等をお客さまご自身が入力したか否かに拘らず、あらかじめ当社に登録されているものとの一致を当社が確認して行った取引により生じた損害</p> <p>(5) お客さまのコンピューターのハードウェアやソフトウェアの故障、誤作動、当社のコンピューターシステム、ソフトウェアの故障、誤作動、市場関係者や第三者が提供するシステム、オンライン、ソフトウェアの故障、誤作動等、取引に関係する一切のコンピューターのハードウェア、ソフトウェア、システムおよびオンラインの故障や誤作動により生じた損害</p>	<p>外貨定期預金約款</p> <p>第21条 (免責事項)</p> <p>当社は、次に掲げる損害について一切責任を負いません。</p> <p>(1) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変等、不可抗力と認められる事由により、本取引の執行、金員の授受または寄託の手続き等が遅延し、または不能となったことにより生じた損害</p> <p>(2) 外国為替市場の閉鎖または規則の変更等の事由により、お客さまの本取引に係る注文に当社が応じ得ないことにより生じた損害</p> <p>(3) 電信、インターネットまたは郵便の誤謬、遅延等当社の責めに帰すことのできない事由により生じた損害</p> <p>(4) お客さまのログインパスワード等をお客さまご自身が入力したか否かに拘らず、あらかじめ当社に登録されているものとの一致を当社が確認して行った取引により生じた損害</p> <p>(5) お客さまのコンピューターのハードウェアやソフトウェアの故障、誤作動、当社のコンピューターシステム、ソフトウェアの故障、誤作動、市場関係者や第三者が提供するシステム、オンライン、ソフトウェアの故障、誤作動等、取引に関係する一切のコンピューターのハードウェア、ソフトウェア、システムおよびオンラインの故障や誤作動により生じた損害</p>

(12) カードローン規定

旧	新
<p>第 20 条（危険負担・免責条項等）</p> <p>1. 契約書を作成している場合に、契約書が事変・災害・輸送途中の事故等やむをえない事情によって紛失・滅失・損傷または延着した場合には当社の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を返済していただくものとします。なお、契約書が事変・災害・輸送途中の事故等やむをえない事情によって紛失・滅失・損傷または延着した場合もしくは契約書を作成していない場合において、当社から請求があれば直ちに代り証書を差し入れていただくものとします。</p> <p>2. 当社が、お客さまが諸届等に使用した印影もしくは署名を契約書または返済用口座の届出印鑑の印影もしくは署名と照合し、またはお客さまが入力した暗証番号もしくはインターネット取引用のログイン ID、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードを当社の記録と照合し、相違ないと認めて取引したときは、これらにつき偽造、変造または盗用等の事故があっても、これらを使用・入力して行われた取引についてはお客さま本人が行ったものとみなし、当該事故によって生じた損害はお客さまの負担とし、当社は責任を負いません。</p>	<p>第 20 条（危険負担・免責条項等）</p> <p>1. 契約書を作成している場合に、契約書が事変・災害・輸送途中の事故等やむをえない事情によって紛失・滅失・損傷または延着した場合には当社の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を返済していただくものとします。なお、契約書が事変・災害・輸送途中の事故等やむをえない事情によって紛失・滅失・損傷または延着した場合もしくは契約書を作成していない場合において、当社から請求があれば直ちに代り証書を差し入れていただくものとします。</p> <p>2. 当社が、お客さまが諸届等に使用した印影もしくは署名を契約書または返済用口座の届出印鑑の印影もしくは署名と照合し、またはお客さまが入力した暗証番号もしくはインターネット取引用のログインパスワードおよびワンタイムパスワードを当社の記録と照合し、相違ないと認めて取引したときは、これらにつき偽造、変造または盗用等の事故があっても、これらを使用・入力して行われた取引についてはお客さま本人が行ったものとみなし、当該事故によって生じた損害はお客さまの負担とし、当社は責任を負いません。</p>

(13) (旧) カードローン規定

旧	新
<p>第 19 条 危険負担・免責条項等</p> <p>1. 契約書が事変・災害・輸送途中の事故等やむをえない事情によって紛失・滅失・損傷または延着した場合には当社の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を返済してください。なお、当社から請求があれば直ちに代り証書を差し入れてください。</p> <p>2. 当社が、お客さまが諸届等に使用した印影もしくは署名を契約書の印影もしくは署名と照合し、またはお客さまが入力した暗証番号もしくはインターネット取引用の<u>ログイン ID</u>、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードを当社の記録と照合し、相違ないと認めて取引したときは、これらにつき偽造、変造または盗用等の事故があっても、これらを使用・入力して行われた取引についてはお客さま本人が行ったものとみなし、当該事故によって生じた損害はお客さまの負担とし、当社は責任を負いません。</p>	<p>第 19 条 危険負担・免責条項等</p> <p>1. 契約書が事変・災害・輸送途中の事故等やむをえない事情によって紛失・滅失・損傷または延着した場合には当社の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を返済してください。なお、当社から請求があれば直ちに代り証書を差し入れてください。</p> <p>2. 当社が、お客さまが諸届等に使用した印影もしくは署名を契約書の印影もしくは署名と照合し、またはお客さまが入力した暗証番号もしくはインターネット取引用のログインパスワードおよびワンタイムパスワードを当社の記録と照合し、相違ないと認めて取引したときは、これらにつき偽造、変造または盗用等の事故があっても、これらを使用・入力して行われた取引についてはお客さま本人が行ったものとみなし、当該事故によって生じた損害はお客さまの負担とし、当社は責任を負いません。</p>

(14) パーソナルローン規定

旧	新
<p>第 16 条（危険負担・免責条項等）</p> <p>1. 契約書を作成している場合に、契約書が事変・災害・輸送途中の事故等やむをえない事情によって紛失・滅失・損傷または延着した場合には当社の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を返済していただくものとします。なお、契約書が事変・災害・輸送途中の事故等やむをえない事情によって紛失・滅失・損傷または延着した場合もしくは契約書を作成していない場合において、当社から請求があれば直ちに代り証書を差し入れていただくものとします。</p> <p>2. 次の各号の場合には、お客さま本人による取引とみなし、使用者がお客さま本人でなかった場合でもそれによって生じた損害について当社は責任を負いません。</p> <p>(1) 取引において当社がお客さまの使用する、暗証番号、識別符号（当社と提携する他社が提供するアプリ等に一意に付与された識別符号を含む）、<u>ログイン ID</u>および<u>ログインパスワード</u>のいずれかもしくは複数当社に登録されたものと一致することを当社所定の方法により確認し、相違ないと認めた場合。</p> <p>(2) その他当社所定の方法（端末を用いた認証を含みますが、これらに限りません。）が使用され、正常な認証結果を当社が確認した場合。</p>	<p>第 16 条（危険負担・免責条項等）</p> <p>1. 契約書を作成している場合に、契約書が事変・災害・輸送途中の事故等やむをえない事情によって紛失・滅失・損傷または延着した場合には当社の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を返済していただくものとします。なお、契約書が事変・災害・輸送途中の事故等やむをえない事情によって紛失・滅失・損傷または延着した場合もしくは契約書を作成していない場合において、当社から請求があれば直ちに代り証書を差し入れていただくものとします。</p> <p>2. 次の各号の場合には、お客さま本人による取引とみなし、使用者がお客さま本人でなかった場合でもそれによって生じた損害について当社は責任を負いません。</p> <p>(1) 取引において当社がお客さまの使用する、暗証番号、識別符号（当社と提携する他社が提供するアプリ等に一意に付与された識別符号を含む）、ログインパスワードのいずれかもしくは複数当社に登録されたものと一致することを当社所定の方法により確認し、相違ないと認めた場合。</p> <p>(2) その他当社所定の方法（端末を用いた認証を含みますが、これらに限りません。）が使用され、正常な認証結果を当社が確認した場合。</p>

(15) (旧) おまとめローン規定

旧	新
<p>第 19 条 (危険負担・免責条項等)</p> <p>1. 契約書を作成している場合に、契約書が事変・災害・輸送途中の事故等やむをえない事情によって紛失・滅失・損傷または延着した場合には当社の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を返済していただくものとします。なお、契約書が事変・災害・輸送途中の事故等やむをえない事情によって紛失・滅失・損傷または延着した場合もしくは契約書を作成していない場合において、当社から請求があれば直ちに代り証書を差し入れていただくものとします。</p> <p>2. 当社が、お客さまが諸届等に使用した印影もしくは署名を契約書または返済用口座の届出印鑑の印影もしくは署名と照合し、またはお客さまが入力した暗証番号もしくはインターネット取引用のログイン ID、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードを当社の記録と照合し、相違ないと認めて取引したときは、これらにつき偽造、変造または盗用等の事故があっても、これらを使用・入力して行われた取引についてはお客さま本人が行ったものとみなし、当該事故によって生じた損害はお客さまの負担とし、当社は責任を負いません。</p>	<p>第 19 条 (危険負担・免責条項等)</p> <p>1. 契約書を作成している場合に、契約書が事変・災害・輸送途中の事故等やむをえない事情によって紛失・滅失・損傷または延着した場合には当社の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を返済していただくものとします。なお、契約書が事変・災害・輸送途中の事故等やむをえない事情によって紛失・滅失・損傷または延着した場合もしくは契約書を作成していない場合において、当社から請求があれば直ちに代り証書を差し入れていただくものとします。</p> <p>2. 当社が、お客さまが諸届等に使用した印影もしくは署名を契約書または返済用口座の届出印鑑の印影もしくは署名と照合し、またはお客さまが入力した暗証番号もしくはインターネット取引用のログインパスワードおよびワンタイムパスワードを当社の記録と照合し、相違ないと認めて取引したときは、これらにつき偽造、変造または盗用等の事故があっても、これらを使用・入力して行われた取引についてはお客さま本人が行ったものとみなし、当該事故によって生じた損害はお客さまの負担とし、当社は責任を負いません。</p>

(16) 目的型ローン・フリーローン規定（新）

旧	新
<p>第 19 条（印鑑照合、ログインパスワード・ワンタイムパスワードの確認等）</p> <p>1. 当社が、本契約にかかる諸届その他の書類に使用された印影を契約書に捺印の印影または返済用預金口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、これらを使用して行われた取引についてはお客さま本人が行ったものとみなし、当該事故によって生じた損害はお客さまの負担とし、当社は責任を負わないものとします。</p> <p>2. 当社が、本契約に関してお客さまが入力した暗証番号もしくはインターネット取引用のログイン ID、ログインパスワードおよびトークンに記載されたワンタイムパスワードを預金口座取引一般規定に基づいて当社の記録と照合し、相違ないと認めて取り扱ったときも、前項と同様とします。</p>	<p>第 19 条（印鑑照合、ログインパスワード・ワンタイムパスワードの確認等）</p> <p>1. 当社が、本契約にかかる諸届その他の書類に使用された印影を契約書に捺印の印影または返済用預金口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、これらを使用して行われた取引についてはお客さま本人が行ったものとみなし、当該事故によって生じた損害はお客さまの負担とし、当社は責任を負わないものとします。</p> <p>2. 当社が、本契約に関してお客さまが入力した暗証番号もしくはインターネット取引用のログインパスワードおよびトークンに記載されたワンタイムパスワードを預金口座取引一般規定に基づいて当社の記録と照合し、相違ないと認めて取り扱ったときも、前項と同様とします。</p>

(17) 目的型ローン・フリーローン規定（旧）

旧	新
<p>第 18 条（印鑑照合、<u>ログイン ID</u>、ログインパスワード・ワンタイムパスワードの確認等）</p> <p>1. 当社が、本契約にかかる諸届その他の書類に使用された印影を契約書に押印の印影または返済用預金口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、これらを使用して行われた取引についてはお客さま本人が行ったものとみなし、当該事故によって生じた損害についてはお客さまの負担とし、当社は責任を負わないものとします。</p> <p>2. 当社が、本契約に関してお客さまが使用した暗証番号もしくはインターネット取引用のログイン ID・ログインパスワード、トークンに記載されたワンタイムパスワードを預金口座取引一般規定に基づいて確認し、相違ないと認めて取り扱ったときも、前項と同様とします。</p>	<p>第 18 条（印鑑照合、ログインパスワード・ワンタイムパスワードの確認等）</p> <p>1. 当社が、本契約にかかる諸届その他の書類に使用された印影を契約書に押印の印影または返済用預金口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、これらを使用して行われた取引についてはお客さま本人が行ったものとみなし、当該事故によって生じた損害についてはお客さまの負担とし、当社は責任を負わないものとします。</p> <p>2. 当社が、本契約に関してお客さまが使用した暗証番号もしくはインターネット取引用のログインパスワード、トークンに記載されたワンタイムパスワードを預金口座取引一般規定に基づいて確認し、相違ないと認めて取り扱ったときも、前項と同様とします。</p>

(18) (旧) クレジットライン規定 (2005年9月1日以降に契約された方)

旧	新
<p>第18条 危険負担・免責条項等</p> <p>1. 契約書が事変・災害・輸送途中の事故等やむをえない事情によって紛失・滅失・損傷または延着した場合には当社の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を返済していただくものとします。なお、当社から請求があれば直ちに代り証書を差し入れていただくものとします。</p> <p>2. 当社が、お客さまが諸届等に使用した印影もしくは署名を契約書の印影もしくは署名と照合し、またはお客さまが入力した暗証番号もしくはインターネット取引用の<u>ログインID</u>、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードを当社の記録と照合し、相違ないと認めて取引したときは、これらにつき偽造、変造または盗用等の事故があっても、これらを使用・入力して行われた取引についてはお客さま本人が行ったものとみなし、当該事故によって生じた損害はお客さまの負担とし、当社は責任を負いません。</p>	<p>第18条 危険負担・免責条項等</p> <p>1. 契約書が事変・災害・輸送途中の事故等やむをえない事情によって紛失・滅失・損傷または延着した場合には当社の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を返済していただくものとします。なお、当社から請求があれば直ちに代り証書を差し入れていただくものとします。</p> <p>2. 当社が、お客さまが諸届等に使用した印影もしくは署名を契約書の印影もしくは署名と照合し、またはお客さまが入力した暗証番号もしくはインターネット取引用のログインパスワードおよびワンタイムパスワードを当社の記録と照合し、相違ないと認めて取引したときは、これらにつき偽造、変造または盗用等の事故があっても、これらを使用・入力して行われた取引についてはお客さま本人が行ったものとみなし、当該事故によって生じた損害はお客さまの負担とし、当社は責任を負いません。</p>

(19) (旧) クレジットライン規定 (2005年8月31日までに契約された方)

旧	新
<p>第18条 危険負担・免責条項等</p> <p>1. 契約書が事変・災害・輸送途中の事故等やむをえない事情によって紛失・滅失・損傷または延着した場合には当社の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を返済していただくものとします。なお、当社から請求があれば直ちに代り証書を差し入れていただくものとします。</p> <p>2. 当社が、お客さまが諸届等に使用した印影もしくは署名を契約書の印影もしくは署名と照合し、またはお客さまが入力した暗証番号もしくはインターネット取引用の<u>ログインID</u>、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードを当社の記録と照合し、相違ないと認めて取引したときは、これらにつき偽造、変造または盗用等の事故があっても、これらを使用・入力して行われた取引についてはお客さま本人が行ったものとみなし、当該事故によって生じた損害はお客さまの負担とし、当社は責任を負いません。</p>	<p>第18条 危険負担・免責条項等</p> <p>1. 契約書が事変・災害・輸送途中の事故等やむをえない事情によって紛失・滅失・損傷または延着した場合には当社の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を返済していただくものとします。なお、当社から請求があれば直ちに代り証書を差し入れていただくものとします。</p> <p>2. 当社が、お客さまが諸届等に使用した印影もしくは署名を契約書の印影もしくは署名と照合し、またはお客さまが入力した暗証番号もしくはインターネット取引用のログインパスワードおよびワンタイムパスワードを当社の記録と照合し、相違ないと認めて取引したときは、これらにつき偽造、変造または盗用等の事故があっても、これらを使用・入力して行われた取引についてはお客さま本人が行ったものとみなし、当該事故によって生じた損害はお客さまの負担とし、当社は責任を負いません。</p>

(20) ビジネスローン規定

旧	新
<p>第 22 条（危険負担・免責条項等）</p> <p>1. 契約書を作成している場合に、契約書が事変・災害・輸送途中の事故等やむをえない事情によって紛失・滅失・損傷または延着した場合には当社の帳簿、伝票等の記録にもとづいて債務を返済していただくものとします。なお、契約書が事変・災害・輸送途中の事故等やむをえない事情によって紛失・滅失・損傷または延着した場合もしくは契約書を作成していない場合において、当社から請求があれば直ちに代り証書を差し入れていただくものとします。</p> <p>2. 当社が、お客さまが諸届等に使用した印影もしくは署名を契約書または返済用口座の届出印鑑の印影もしくは署名と照合し、またはお客さまが入力した暗証番号もしくはインターネット取引用のログイン ID、ログインパスワードおよびトークン等に記載されたワンタイムパスワード等を当社の記録と照合し、相違ないと認めて取引したときは、これらにつき偽造、変造または盗用等の事故があっても、これらを使用・入力して行われた取引についてはお客さま本人が行ったものとみなし、当該事故によって生じた損害はお客さまの負担とし、当社は責任を負いません。</p>	<p>第 22 条（危険負担・免責条項等）</p> <p>1. 契約書を作成している場合に、契約書が事変・災害・輸送途中の事故等やむをえない事情によって紛失・滅失・損傷または延着した場合には当社の帳簿、伝票等の記録にもとづいて債務を返済していただくものとします。なお、契約書が事変・災害・輸送途中の事故等やむをえない事情によって紛失・滅失・損傷または延着した場合もしくは契約書を作成していない場合において、当社から請求があれば直ちに代り証書を差し入れていただくものとします。</p> <p>2. 当社が、お客さまが諸届等に使用した印影もしくは署名を契約書または返済用口座の届出印鑑の印影もしくは署名と照合し、またはお客さまが入力した暗証番号もしくはインターネット取引用のログインパスワードおよびトークン等に記載されたワンタイムパスワード等を当社の記録と照合し、相違ないと認めて取引したときは、これらにつき偽造、変造または盗用等の事故があっても、これらを使用・入力して行われた取引についてはお客さま本人が行ったものとみなし、当該事故によって生じた損害はお客さまの負担とし、当社は責任を負いません。</p>

以上